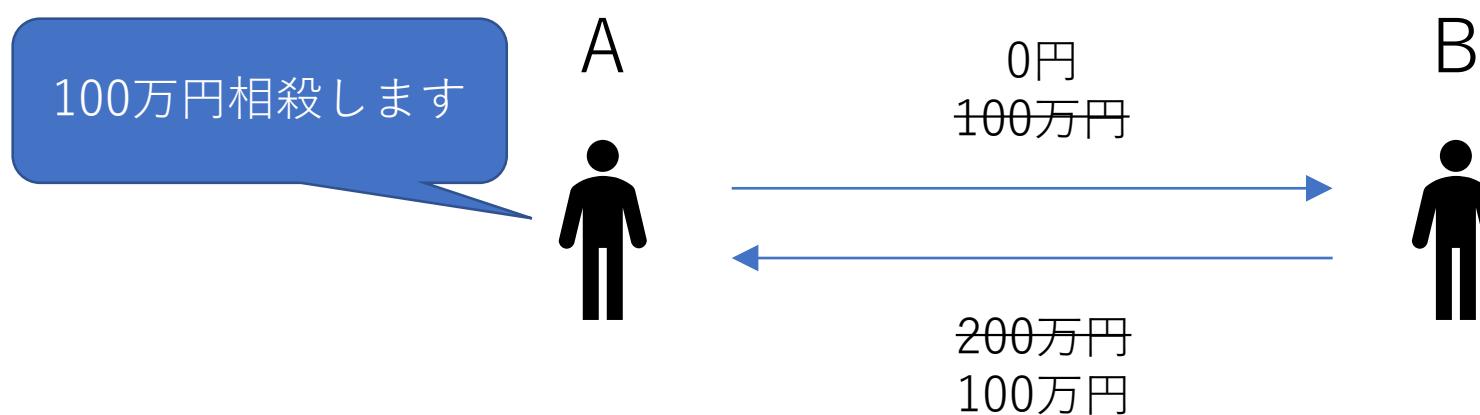


# 相殺

# 相殺とは

相手に対して同種の債権をもっている場合に、双方の債権を対当額だけ消滅させる**一方的な意思表示**をいう。

(例)AさんがBさんに対して100万円の債権(100万円もらう権利)、  
BさんがAさんに対して200万円の債権(200万円もらう権利)を有している。



# 条件・期限

相殺の意思表示に、条件または期限を付けることは**できない**。

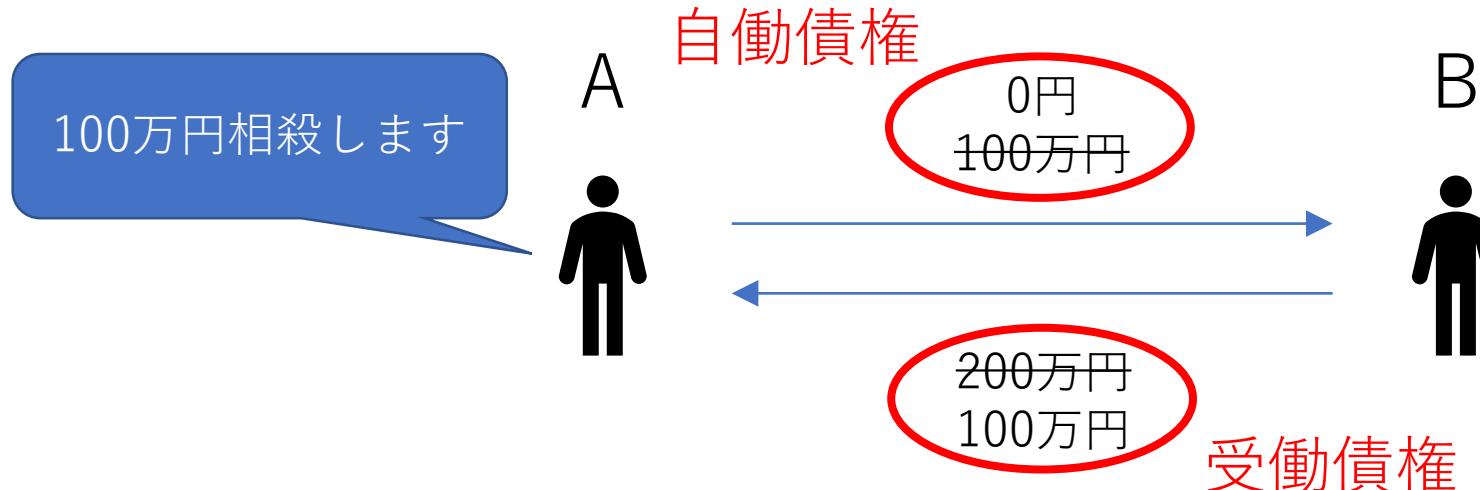
条件…「～したら相殺する」

期限…「〇月〇日になつたら相殺する」

# 自働債権と受働債権

相殺する側の債権を**自働債権**（じどうさいけん）、  
相殺される側の債権を**受働債権**（じゅどうさいけん）という。

(例)AさんがBさんに対して100万円の債権(100万円もらう権利)、  
BさんがAさんに対して200万円の債権(200万円もらう権利)を有している。



# 相殺適状

- 相殺に適する状態(相殺ができる状態)にあることを**相殺適状**(そうさいてきじょう)という。
- 相殺するためには、相殺適状の4つの要件を満たす必要がある。
  1. 当事者間に**対立する債権**が存在し、かつ、両債権は**有効に成立**していること
  2. 双方の債権が同種の目的を有すること
  3. **自働債権**に弁済期が到来していること
  4. 双方の債務が性質上相殺を許さないものでないこと

# 相殺適状の要件

1. 当事者間に対立する債権が存在し、かつ、  
両債権は有効に成立していること

「対立する債権が存在」 → お互いに債権を有している

「有効に成立」 → どちらかの債権が無効の場合、相殺できない

# 相殺適状の要件

## 2. 双方の債権が同種の目的を有すること

(債権の)目的とは

…債権の対象となっている給付(=債権者が請求できる債務者の行為)

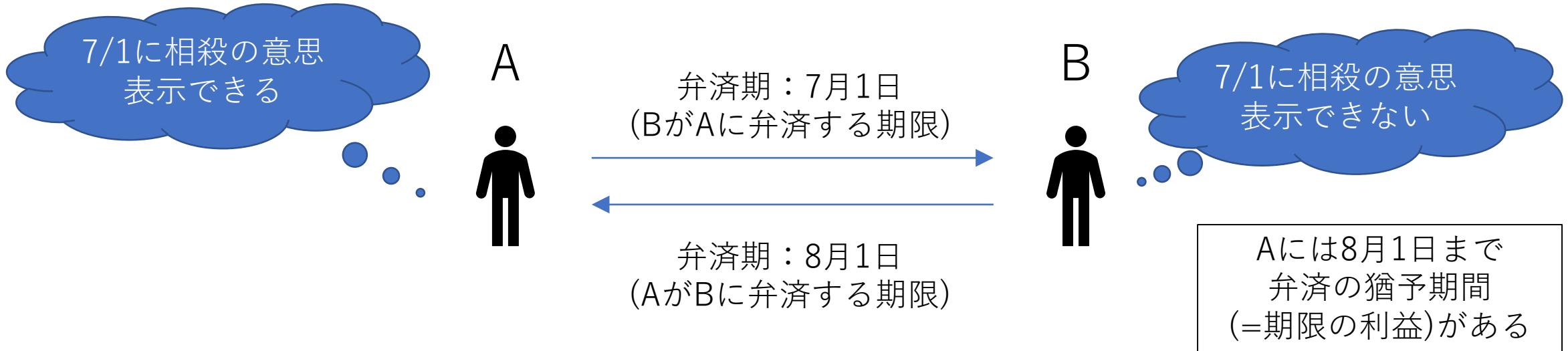
「金銭債権」と「金銭債権」→債権の目的が同種→相殺できる

「金銭債権」と「土地の引渡債権」→債権の目的が異種→相殺できない

# 相殺適状の要件

## 3. 自働債権に弁済期が到来していること

(例)AさんとBさんがお互いに弁済期の異なる債権を有している。



# 相殺適状の要件

## 4. 双方の債務が性質上相殺を許さないものでないこと

(例) 「為す債務」(あることをしなければならない債務)

「8月1日までにAさんがBさんのために絵を描く」債務

「8月1日までにBさんがAさんのために絵を描く」債務

⇒現実に債務を履行することに意味があるから、  
相殺することができない

# 自働債権が時効消滅している場合

自働債権が時効によって消滅している場合も、その消滅以前に相殺適状にあった時は、相殺することができる。

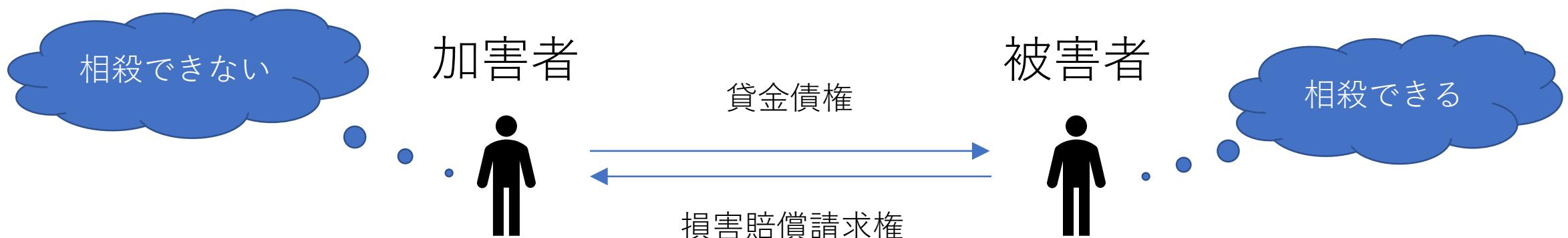
# 相殺ができない場合

1. 当事者間に相殺を禁ずる合意（相殺禁止特約）がある場合、相殺することができない。  
この特約は、善意の第三者には対抗できない。つまり、特約を知らずに債権を譲り受けた者は、相殺できる。

# 相殺ができない場合

2. 債務が不法行為によって生じたときは、その債務者は相殺をもって債権者に対抗できない。

- 不法行為の**加害者**（不法行為による損害賠償債権の債務者）の側から相殺を主張することは許されない。
- 不法行為の**被害者**（不法行為による損害賠償債権の債権者）から相殺を主張することはできる。



# 補足

- 不法行為により生じた債務の相殺が禁止される理由
  - ①不法行為による被害者に現実に救済を受けさせるため
  - ②不法行為を誘発するおそれがあるため
- 2020年4月の改正民法施行後

「不法行為により生じた債務」であっても、  
相殺が可能になる場合がある。  
→2020年度以降の宅建士試験を受ける人は注意

# 相殺ができない場合

3. 差押えを受けた第三債務者は、差押後に取得した債権をもって相殺できない。  
 ただし、差押えの前に第三債務者が反対債権を取得していた場合は、弁済期が差押えの前か後かを問わず相殺することができる。

※第三債務者とは…差押債権者から見て、債務者の債務者

(例)CさんはAさんに対して金銭債権を有している。Cさんは、AさんのBさんに対する金銭債権を差し押さえ、Bさんの支払いが差し止められた。

